

1. 基本理念と基本方針

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、『いきいき安心 福祉のまちづくり』を基本理念として掲げ、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

基本理念の具現化にあたっては、全ての住民が、住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるように、健康づくりや介護予防への参加を促進するとともに、高齢者が社会参加しながら、心身ともに健康でいきいきと暮らし、ともに支え合い、自立し、安心して暮らしていくことができる地域共生社会の形成を目指します。

基本理念

いきいき安心 福祉のまちづくり

本計画期間においては、新たに基本方針『高齢になっても自分らしく望む生活が実現・継続できる』を掲げ、在宅や施設等に限らず、自らが望む場所で望む生活ができる環境整備に向け取り組みます。そして、本市に住む多くの高齢者が「望む生活をしている」と感じているまちを目指します。

基本方針

高齢になっても自分らしく

望む生活が実現・継続できる

||

目指す高齢社会像

「望む生活をしている」と感じている人が多い

2. 基本目標

基本理念及び基本方針を実現するために、4つの基本目標を設定し各施策の推進を図ります。

基本目標1 地域で支え合うしくみづくり

高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を継続できる地域社会の実現のため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等、高齢者等に関わる機関・関係者が連携する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、相談支援の充実や、地域課題解決に向けた取組、生活体制の整備を行います。

また、認知症になってもできる限り地域のなかで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、国の「認知症施策推進大綱」の基本的考え方等の内容を踏まえ、認知症の方や家族の視点を重視するとともに、「共生」と「予防」*を車の両輪とした認知症施策を推進します。

さらに、在宅医療と介護の情報の連携・共有化や、多職種による連携を進め、高齢者等が安心して暮らせるよう生活を支え合うネットワークづくりの推進を図ります。



P. 71 へ

※「共生」と「予防」とは

認知症施策推進大綱で掲げられている「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味であり、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

基本目標2 生きがいづくりと介護予防の推進

高齢者が地域で自立した生活を営むためには、介護が必要な状態になることをできる限り予防することや、生活機能の維持だけでなく生きがいを持つことが重要です。

高齢者がこれまでに培ってきた能力を生かすことのできる場の創出や多様な就労・社会参加ができる環境づくりを推進することで、地域内での役割づくり、生きがいづくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

また、介護が必要な状態になっても、「本人ができることは、できる限り本人が行う。できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援する。」という介護保険制度の基本理念も踏まえ、セルフマネジメントの推進を図るとともに、地域支援事業等を効果的に実施することにより、介護予防の取組を推進します。



P. 89 へ

基本目標 3 自立と安心につながる支援の充実

高齢化が進み、今後も独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。認知症など支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、必要となる在宅支援サービスの充実を図ります。

高齢者虐待や消費者被害など、権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護事業を推進します。

また、地震や集中豪雨などの災害や様々な感染症対策についても、関係機関と連携して取組を推進していきます。



P. 99 へ

基本目標 4 安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり

介護保険制度は、平成 12 年（2000 年）に始まって以来、高齢者とその家族などの生活を支える制度として定着してきました。

近年、本市においては、介護保険サービスの給付費が減少していますが、本計画期間中に団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7 年（2025 年）を迎えることから、要支援・要介護認定者と給付費も増加することが見込まれており、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて、人材確保等や持続可能な制度運営をしていくことが必要です。

今後も安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護認定、過不足のないサービス提供、介護保険料の賦課・徴収を適正かつ公平・公正に行っていきます。



P. 105 へ

3. 施策体系

基本理念	基本方針	基本目標	重点施策	施策
いきいき安心 福祉のまちづくり	高齢になっても自分らしく望む生活が実現・継続できる	地域で支え合うしくみづくり	(1) 地域包括支援センター運営の充実	①地域包括支援センターの機能強化 ③介護支援専門員への支援 ⑤ケアプランチェック ②総合相談の充実 ④介護支援専門員への個別支援
			(2) 在宅医療・介護連携の推進	①日常の療養支援 ③急変時の対応 ②入退院支援 ④看取り
			(3) 認知症施策の推進	①認知症の方及び介護者への支援 ②認知症に関する正しい知識の普及啓発 ③認知症初期集中支援チームによる支援の充実 ④認知症地域支援推進員による支援の充実 ⑤認知症高齢者等見守りシール交付事業の普及
			(4) 地域ケア会議の推進	
			(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	①住宅のバリアフリー化 ②高齢者のニーズに応じた住宅の提供
			(6) 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターによる支援 ②生活支援を提供する人材の育成と確保 ③民間企業との協働による生活支援提供体制の構築 ④地域資源の見える化
		生きがいづくりと介護予防の推進	(1) セルフマネジメントの推進	①リハビリテーション専門職による訪問アセスメント ②高齢者のセルフマネジメントの習慣化
			(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①訪問型サービス ②通所型サービス
			(3) 一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業 ②介護予防普及啓発事業 ④地域介護予防活動支援事業
			(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	①フレイル予防事業 ②在宅アウトリーチ訪問
(5) 社会参加の促進	①老人クラブ活動の充実 ③生きがいづくりへの支援 ②シルバー人材センターの充実 ④移動手段の確保			
自立と安心につながる支援の充実	(1) 地域での居場所づくり	①あったかふれあいセンター事業		
	(2) 在宅生活を支援するサービスの充実	①在宅高齢者福祉サービス		
	(3) 虐待防止・権利擁護の促進	①高齢者虐待の防止 ②権利擁護業務の推進		
	(4) 災害・感染症対策に係る体制整備	①災害に対する備えの検討 ②感染症に対する備えの検討		
安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり	(1) 介護保険サービスの基盤整備			
	(2) 介護保険サービス見込み量と提供体制	①介護予防給付費等の見込み ②介護給付費等の見込み		
	(3) 介護保険料算定	①介護保険料算定手順 ③標準給付費見込額 ⑤第1号被保険者負担分相当額 ⑦保険料基準額の算定 ②介護保険の財源構成 ④地域支援事業費の見込額 ⑥保険料収納必要額		
	(4) 人材の確保及び業務の効率化と質の向上	①介護人材の確保・育成 ②介護サービスの質の向上・業務効率化に対する支援		
	(5) 介護保険制度を円滑に運営する仕組み	①要介護（要支援）認定の適切な実施 ③保険料の適切な賦課・徴収 ②介護給付適正化の推進		

4. 新規重点取組の設定

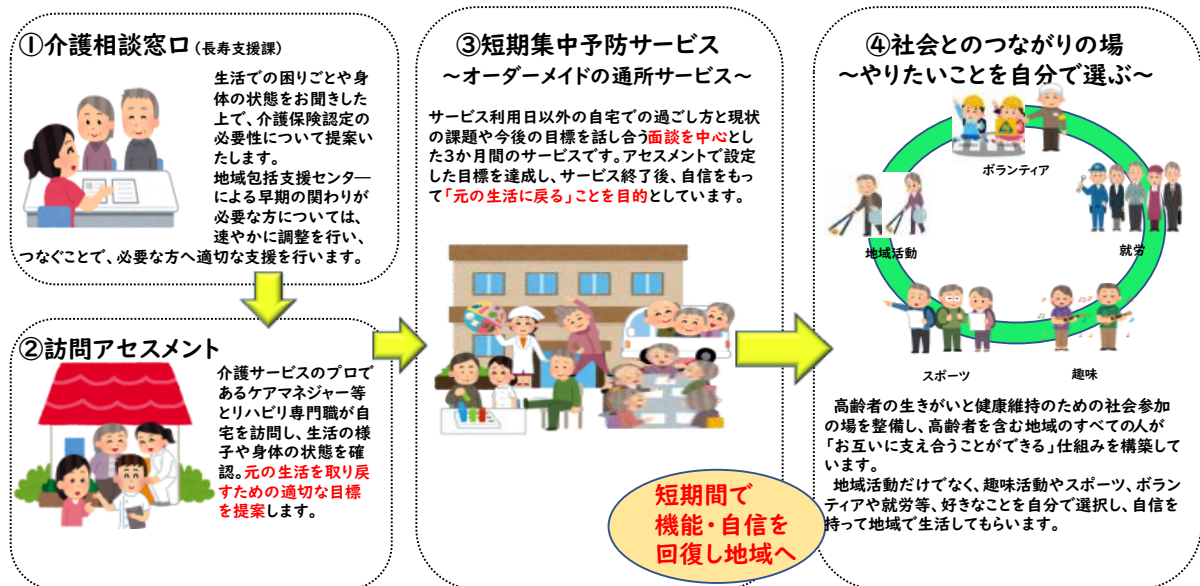
第9期計画においては、計画期間中、新たに重点的に取り組む施策等を設定し、高齢になっても自分らしく望む生活が実現・継続できるまちづくりの推進を図ります。

□■新規重点取組設定の背景

本市では、加齢や疾病等により、一度心身機能が低下しても、元の生活（自らが望む自分らしい生活）に戻ることができることを目指し、その一連の取組を「南国市リエイブルメントパッケージ」として、新たにスタートさせます。

「南国市リエイブルメントパッケージ」とは

南国市リエイブルメントパッケージ（元の生活に戻ることを目指す仕組み）



南国市リエイブルメントパッケージは上図に示した仕組みとし、個別の①～④の段階（場面）に対し、それぞれで元の生活に戻ることを目指して、各専門職等の関係者が適切に支援を行います。

主な対象者は、事業対象者（チェックリスト該当者）に該当するか、要支援1または要支援2のいずれかの認定を受けた方であって、加齢や疾病等により一旦心身機能が低下したが、元の生活に戻ることのできる可逆性のある方となります。

今回事業を開始するにあたり、①～④の各段階（場面）に関連する施策を重点的に取り組むものとし、自らが望む自分らしい生活ができる高齢者の方々の増加を目指します。

また、事業の効果検証を行うとともに、改善や事業の定着化について検討を進めます。

①介護相談窓口

基本目標 1 (1) ①地域包括支援センターの機能強化	P73
-----------------------------	-----

②訪問アセスメント

基本目標 2 (1) ①リハビリテーション専門職による訪問アセスメント	P89
-------------------------------------	-----

③短期集中予防サービス

基本目標 2 (2) ②通所型サービス	P92
---------------------	-----

④社会とのつながりの場

基本目標 1 (6) ③民間企業との協働による生活支援提供体制の構築	P87
------------------------------------	-----

基本目標 2 (1) ②高齢者のセルフマネジメントの習慣化	P90
-------------------------------	-----

基本目標 2 (3) ③地域リハビリテーション活動支援事業	P94
-------------------------------	-----

5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

本市では、サービスが市の中心部に集中しており、そのため住民の動きも中央に向いていることから、市全体を日常生活圏域として事業を実施していきます。

南国市全域を1圏域

